

## 5月31日から6月6日は禁煙週間です

☎スポーツ健康課 ☎内線309

厚生労働省においては、5月31日の世界禁煙デーから1週間を「禁煙週間」として、たばこ対策に取り組んでいます。禁煙することにより、多くの病気のリスクが低下します。長年たばこを吸っていても、禁煙するのに遅すぎることはありません。

### ◇禁煙による身体の変化

**禁煙から数日後**→味覚や嗅覚が改善し、歩行が楽になる。

**2週間～数日後**→心臓や血管など循環器機能が改善する。

**1か月～9か月後**→せきや喘息が改善し、気道の自浄作用が改善する。

**1年後**→肺機能が改善する。

**2～4年後**→虚血性心疾患のリスクが喫煙を続けた場合に比べ35%減少する。

**5～9年後**→肺がんのリスクが喫煙を続けた人に比べ明らかに低下する。

**10～15年後**→様々な病気にかかるリスクが非喫煙者レベルに近くなる。

ぜひこの機会に喫煙について見直しませんか？

## 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

☎総務課 ☎内線210

令和5年度の運用状況を次のとおりお知らせします。

### 【情報公開制度】

▶公開請求件数 103件

▶主な請求内容 工事設計・積算書など

### ▶公開請求に対する決定の状況

・公開	61件	・一部公開	40件
・非公開	2件	・不存在	11件
・存否応答拒否	0件	・取下げ	0件

▶審査請求 0件

### 【個人情報保護制度】

▶開示請求件数 6件

### ▶開示請求に対する決定の状況

・全部開示	2件	・部分開示	2件
・不開示	0件	・不存在	2件
・存否応答拒否	0件		

※1件の請求に対し、複数の決定を行っている場合があるため、決定件数の合計は請求件数と一致しません。

運用状況についての詳しい資料は、町役場本庁舎及び国府支所1階の町民情報コーナー、町ホームページで公表しています。

## マイナンバーカード関係お知らせ

☎町民課 ☎内線272

### 海外転出後も継続して

#### マイナンバーカードが利用できるように！

5月27日（月）から、海外に転出される方で、マイナンバーカードをお持ちの方は、海外でも継続して利用できるようになります。

これまでは、海外へ転出する際は、お持ちのマイナンバーカードは失効していましたが、海外への転出届をする際に、お持ちのマイナンバーカードをあわせて提出して手続きをすることで、海外転出後も継続して利用できるようになります。

#### マイナンバーカードの申請サポートをご利用ください

初めてマイナンバーカードの申請をする方を対象とした申請のサポート（写真撮影・オンライン申請）を行っています。

カードの申請をご自身で行うことが難しい方や、申請に不安がある方はぜひご利用ください。

なお、事前予約制なので、お問合せください。

※詳細は町ホームページをご確認ください。

### 便利です！ 証明書のコンビニ交付

マイナンバーカードを利用して、マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストアなどで、住民票の写しなどの証明書が取得できます。

書類の記載もなく、土・日曜日や夜間も利用できるコンビニ交付をぜひご利用ください。

※利用には数字4桁の暗証番号が必要です。

▶利用可能時間：6時30分～23時（12月29日～1月3日及びメンテナンス期間を除く。）

▶取得可能書類：住民票の写し、印鑑登録証明書

### 交付期限が過ぎても受け取れます

マイナンバーカードを申請された方で、まだ受け取っていない方は、交付通知書に記載の交付期限を過ぎても受け取ることができます。

予約のうえ、受取りにお越しください。

交付通知書を紛失されている場合はお問合せください。